

食品衛生講演会

演 題 職場における受動喫煙防止のために
講 師 一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会
宮城支部 労働安全コンサルタント 佐藤 睦夫 先生

略 歴

1. 氏 名 : さと佐藤 むつお睦夫 氏

1. 経 歴

国、宮城県、仙台市等からの依頼を受け精力的に受動喫煙防止対策について、講演を行っている。

食品衛生講演会

たばこのないオリンピック、パラリンピックを

労働安全コンサルタント

佐藤睦夫

第 56 回宮城県食品衛生指導員大会で、受動喫煙防止のお話をする機会をいただき誠にありがとうございました。

貴協会員の皆様の事業場も第二種施設（事務所、工場、ホテル、飲食店）として 2020 年 4 月 1 日より改正健康増進法が施行され、“原則屋内禁煙”となります。ただし屋内に喫煙専用室・加熱式たばこ専用室を設置可能であり、屋外に喫煙場所設置も可能です。20 歳未満の方は、従業員もお客も喫煙場所には立入り禁止となります。これは、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックに向けての措置と聞いています。

受動喫煙防止について個人的な理想を述べれば、

”完全禁煙がシンプルかつベスト”

と思います。完全禁煙にすれば喫煙室設置の検討、その改修工事費、電気代等の維持費他が無く、何よりも職場で働く方の健康に良いからです。とは言うものの仕事・商売は ”お客様あってこそ” ですので、特に飲食店の方には悩ましい問題と思われる。来年 4 月 1 日が近づい

ていますので、自社の対応をよく検討されて実施されるようお願い致します。

電話相談先：令和元年度受託事業者

(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会 050-3537-0777

